\bigcirc 地 方 税 法 附 則 第 + 五. 条 第 三 + 八 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ < 特 定 高 度 情 報 通 信 技 術 活 用 シ ス テ 7 \mathcal{O} 適 切 な 提 供

及 75 維 持 管 理 並 び に 早 期 \mathcal{O} 普 及 に 特 に 資 す る £ \mathcal{O} لح L 7 総 務 大 臣 が 定 \Diamond る 基 進 令 和 七 年 総 務 省 告

示第百二十八号)

地 方 税 法 附 則 第 + 五 条 第三 + 八 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ < 特 定 高 度 情 報 通 信 技 術 活 用 シ ス テ A \mathcal{O} 適 切 な 提 供

及 び 維 持 管 理 並 び に 早 期 \mathcal{O} 普 及 12 特 12 資 す る ŧ \mathcal{O} と L 7 総 務 大 臣 が 定 \Diamond る 基 準 は 同 項 12 基 づ < 総 務

大 臣 \mathcal{O} 確 認 を 受 け ょ う لح す る 特 定 高 度 情 報 通 信 技 術 活 用 シ ス テ A \mathcal{O} 導 入 が 次 \mathcal{O} 11 ず れ に ŧ 該 当 す る

ح ح す る な お ک \mathcal{O} 告 示 に お 1 7 使 用 す る 用 語 は 特 定 高 度 情 報 通 信 技 術 活 用 シ ス テ A \mathcal{O} 開 発 供 給

及 び 導 入 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る 法 律 令 和 年 法 律 第 三 + 七 号) に お 1 て 使 用 す る 用 語 \mathcal{O} 例 に ょ る。

1

電

波

法

昭

和

+

五.

年

法

律

第

百

三

+

<u>_</u>

条

第二

条

第

五.

号

12

規

定

す

る

無

線

局

 \mathcal{O}

免

許

を

受

け

た

者

が

認

定 導 入 計 画 12 従 0 7 導 入 た 特 定 高 度 情 報 通 信 技 術 活 用 シ ス テ A 補 助 金 等 12 係 る 予 算 \mathcal{O} 執 行 \mathcal{O} 適

正 化 12 関 す る 法 律 昭 和 \equiv + 年 法 律 第 百 七 + 九 号 第二 条 第 項 12 規 定 す る 補 助 金 等 \mathcal{O} 交 付 を 受 け

て導入したものを除く。)であること。

2

当 該 特 定 高 度 情 報 通 信 技 術 活 用 シ ス テ 4 \mathcal{O} 保 守 及 び 管 理 を 迅 速 か 0 滴 切 に 実 施 で き る 体 制 を 確 保

す る た め、 当 該 特 定 高 度 情 報 通 信 技 術 活 用 シ ス テ Δ \mathcal{O} 導 入 に 係 る 認 定 開 発 供 給 事 業 者 が 日 本 玉 内 に

保 守 及 てバ 管 理 \mathcal{O} 拠 点 を 有 L 7 1 る ŧ \mathcal{O} で あ る こと 又 は 日 本 玉 内 に 保 守 及 U 管 理 \mathcal{O} 拠 点 を 有 L 7 1 る

事 業 者 特 定 高 度 情 報 通 信 技 術 活 用 シ ス テ 7 \mathcal{O} 開 発 供 給 及 び 導 入 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る 法 律 第二 条 第 項

第 号 に 撂 げ る 特 定 高 度 情 報 通 信 技 術 活 用 シ ス テ ム 0) 開 発 又 は 提 供 及 び 維 持 管 理 を行 う 者 に 限 る。

と \mathcal{O} 提 携 等 に ょ 1) 保 守 及 び 管 理 を 実 施 で き る 体 制 を 確 保 L 7 1 る ŧ \mathcal{O} で あ ること。

総 務 省 • 経 済 産 業 省 関 係 特 定 高 度 情 報 通 信 技 術 活 用 シ ス テ Δ \mathcal{O} 開 発 供 給 及 U 導 入 \mathcal{O} 促 進 12 関 す る

3

法 律 施 行 規 則 令 和 年 総 務 省 • 経 済 産 業 省 令 第二 号) 第二 条 第 号 に 規 定 す る 口 力 ル 5 G シ ス

テ A を 導 入 す る 場 合 に あ 0 て は 導 入 を 行 う 当 該 シ ス テ Δ 0) 主 た る 用 途 が 住 宅 用 \mathcal{O} ワ 1 Y レ ス 古 定

ブ 口 F バ ン K ア ク セ ス サ ビ ス 電 気 通 信 事 業 報 告 規 則 昭 和 六 + \equiv 年 郵 政 省 令 第 几 + 六 号) 第

条 第 項 第 九 号 \mathcal{O} に 規 定 す る ワ 1 Y V ス 固 定 ブ 口 ド バ ン ド ア ク セ ス サ ピ ス を 1 う。 を 提

供するものであること。